ロ　(1)又は(2)に掲げる書類及び当該外国法人の第九項に規定する書類（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(1)　法人番号通知書（イに掲げるものを除く。）

(2)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十八条第四項の規定により公表されている当該外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該外国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）

第三条の十八第十七項中「第三条第十五項」を「第三条第十四項」に、「外国法人」を「非居住者又は外国法人」に、「名称、本店又は主たる事務所の所在地」を「氏名又は名称、住所等」に、「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に改め、同条第十九項第一号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「名称」を「氏名又は名称」に改め、同条第二十項及び第二十一項中「第三条第十八項」を「第三条第十七項」に改め、同条第二十三項中「第三条第十九項」を「第三条第十八項」に改め、同条第二十四項中「第三条第十九項」を「第三条第二十項」を「同条第十九項」に改め、同条第二十五項中「第三条第二十項」を「第三条第十九項」に改め、同条第二十六項第二号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「名称」を「氏名又は名称」に改め、同条第二十七項中「第三条第二十一項」を「第三条第二十項」に改め、同項第二号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「名称」を「氏名又は名称」に改め、同条第二十八項中「第三条第二十一項」を「第三条第二十項」に改め、同条第二十九項中「第三条第二十一項」を「第三条第二十項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十二項」に改め、同条第三十項中「第三条第二十三項」を「第三条第二十二項」に改める。

第三条の十九第一項第一号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「、名称」を「、氏名又は名称」に、「受託者の名称」を「受託者の氏名又は名称」に改め、同条第二項及び第三項中「第三条の二第七項」を「第三条の二第六項」に改め、同条第四項中「第三条の二第十二項」を「第三条の二第十一項」に改め、同条第五項第二号中「第三条の二第十九項」を「第三条の二第十八項」に改め、同条第六項中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十四項」に改め、同条第七項中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第八項中「第三条の二第十六項」を「第三条の二第十五項」に改め、同条第十項中「第三条の二第十七項」を「第三条の二第十六項」に改め、同条第十一項中「第三条の二第十七項」を「第三条の二第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改め、同条第十二項中「第三条の二第十九項」を「第三条の二第十八項」に改め、同条第十三項中「第三条の二第十九項」を「第三条の二第十八項」に、「第四項まで、第六項、第十項、第十五項から第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」を「第五項まで、第九項、第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第十四項中「第三条の二第二十項」を「第三条の二第十九項」に改め、同項第一号中「第三条の二第二十項」を「第三条の二第十九項」に改め、同条第十六項中「第三条の二第二十一項」を「第三条の二第二十項」に改め、同条第十八項中「第三条の二第二十五項の規定により読み替えられた同条第二十一項」を「第三条の二第二十四項の規定により読み替えられた同条第二十項」に改め、同項第一号中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十四項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に改め、同項第二号中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十四項」に、「同条第二十項」を「同条第十九項及び第二十項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二第二十四項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に改める。

第三条の二十第一項第三号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に改め、同条第二項中「次に掲げるいずれかの」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　個人番号を有する者　官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（民間国外債の利子の支払をする者に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第十五条に規定する還付された通知カード又は同令第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード

二　法人番号を有する者　次に掲げるいずれかの書類

イ　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載があるものに限る。ロ(1)において同じ。）で、民間国外債の利子の支払をする者に提示する日前六月以内に作成されたもの

ロ　(1)又は(2)に掲げる書類及び外国法人の施行令第三条の二の二第十一項に規定する非居住者等確認書類（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(1)　法人番号通知書（イに掲げるものを除く。）

(2)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十八条第四項の規定により公表されている当該外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該外国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（民間国外債の利子の支払をする者に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）

第三条の二十第三項中「事項は、」の下に「非居住者の個人番号又は」を加え、同条第十二項中「第三条の二の二第十八項」を「第三条の二の二第十七項」に改め、同条第十三項及び第十四項中「第三条の二の二第二十一項」を「第三条の二の二第二十項」に改め、同条第十五項中「第三条の二の二第二十三項」を「第三条の二の二第二十二項」に改め、同条第十六項中「第三条の二の二第二十四項」を「第三条の二の二第二十三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改め、同条第十七項中「第三条の二の二第二十五項」を「第三条の二の二第二十四項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に改め、同条第十八項、第二十二項から第二十五項まで及び第二十八項」を「第十六項、第十七項、第十八項、第二十二項から第二十六項、第二十八項」に改め、同条第二十項中「第三条の二の二第三十一項」を「第三条の二の二第三十項」に改め、同条第二十一項中「第三条の二の二第三十項」を「第三条の二の二第二十九項」に、「第三条の二の二第三項各号（外国法人が発行した民間国外債の利子の金額）に掲げる」を「第三条の二の二第三項（民間国外債等の利子の課税の特例）に規定する」に改め、同条第二十二項第一号中「第三条の二の二第三十四項」を「第三条の二の二第三十三項」に改める。

第四条第六項中「第七号まで並びに第九号及び第十号」を「第六号まで並びに第八号及び第九号」に改める。

第四条の四第一項第四号中「第八条の四第一項第四号」を「第八条の四第一項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同条第九項中「第四条の二第十四項」を「第四条の二第十五項」に改める。

第五条の三第五項中「及び第五項」を削る。